

医療法人設立認可申請手引

(一人医師医療法人)

令和5年6月改訂版

兵庫県保健医療部医務課

一人医師医療法人の概要

1. 医療法人の種類及び性格

医療法では、医療機関が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ることを目的として医療法人制度を設けています。

医療法人は、病院又は医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所を開設することを目的として、医療法の規定により設立された法人であり、社団たる医療法人と財団たる医療法人に分けることができます。

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、社員の拠出からなり、拠出額の割合に応じて法人資産を払い戻すことができる持分の定めのあるものと、拠出者への払い戻しは拠出額を限度とする、持分の定めのないものがありますが、平成19年4月以降は、持分の定めのない法人のみ設立できます。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものであるため、持分というものはありません。

医療法人は、公益法人でも営利法人でもなく、いわば両者の中間的性格を持つ、医療法による特殊法人であるといえます。

2. 一人医師医療法人制度

昭和60年12月の医療法改正により、医師又は歯科医師が1人又は2人常時勤務する小規模な診療所にも法人化の道が開かれました。これが、いわゆる「一人医師医療法人制度」です。

この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の近代化を図るものであり、今後、医療事業に係る経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的とした制度ですので、基本的には従来の医療法人と同じ制度です。

医師又は歯科医師が3人以上常時勤務する診療所につきましては手続きが異なりますので、医務課医療指導班（内線3227）までご連絡願います。

3. 設立認可の申請

医療法人を設立するには、知事の認可が必要です。

医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で知事あて申請することが必要です。

なお、医療法人の認可申請を予定している診療所についての医療法等に係る重大な違反事項、改善指導事項が存在しないことが必要です。

4. 資産要件

(1) 医療法人の土地、建物等は、法人の所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でも、その契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

親族等関係者から賃借する場合、賃借料は公正妥当な金額に設定されることが必要です (P13 参照)。

(2) 医療法人を設立する場合には、当初 2 ヶ月の運転に支障がないよう現金・預金・診療報酬未収入金等を拠出することが必要です。

5. 業務の範囲

(1) 医療法人は、本来の主たる事業である病院・診療所の開設のほか、医療法第 4 2 条に基づき、業務に支障のない限り、定款の定めるところにより次に掲げる業務を行うことができます。

① 医療関係者の養成又は再教育

② 医学又は歯学に関する研究所の設置

③ 医療法第 3 9 条第 1 項に規定する診療所以外の診療所の設置

④ 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

⑤ 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

⑥ 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

⑦ 社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

⑧ 老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 2 9 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置

(2) 「保健衛生に関する業務」の範囲は比較的狭く解釈されており、医療事業に直接関係する保健衛生事業に限られるとされています。

例えば、法人の所有建物を第三者に賃貸することは認められません。

6. 社員

社員とは、法人の意思決定機関である社員総会の構成員のことであり、医療機関の従業員のことではありません。

社員数は、法人設立時には原則 3 名以上とし、全員の拠出をお願いしています。また兵庫県では、原則、設立代表者が最も多く拠出することとしています。

7. 設立総会

(1) 医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- ① 医療法人の設立の承認
- ② 社員の確認
- ③ 定款の承認
- ④ 設立時の財産目録の承認
- ⑤ 会計年度、初年度分の事業計画及び収支予算の承認
- ⑥ 役員を選任
- ⑦ 設立代表者の選任
- ⑧ 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- ⑨ その他の必要事項

(2) 設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

8. 定款

本手引添付の定款例により作成ください。定款例より変更する箇所がある場合は、理由書を添付してください。

なお、法人設立以降に、定款で定めた事項を変更するときは、県から「定款（寄附行為）変更認可」を受ける必要があります。

(1) 定款は医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものです。医療法人を設立する場合には、定款で次の事項を定めなければなりません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 開設しようとする診療所の名称及び開設場所
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 資産及び会計に関する規定
- ⑥ 役員に関する規定
- ⑦ 社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- ⑧ 解散に関する規定
- ⑨ 定款の変更に関する規定
- ⑩ 公告の方法

(2) 医療法人設立当初の役員についても、定款をもって定めなければなりません。

9. 運営機関

医療法人の運営機関には、法人の意思決定機関である「社員総会」、執行機関である「理事会」並びに監査機関である「監事」があります。

(1) 社員総会は、社員をもって構成する法人の最高の意思決定機関であり、次の事項は社員総会の議決を必要とします。

- ① 定款の変更
 - ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - ③ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
 - ④ 収支予算及び決算の決定又は変更
 - ⑤ 重要な資産の処分
 - ⑥ 借入金額の最高限度の決定
 - ⑦ 社員の入社及び除名
 - ⑧ 本社の解散
 - ⑨ 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
 - ⑩ その他定款に定める事項
- (2) 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を決定します。
- ① 本社の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 理事長の選出及び解職
 - ④ 重要な資産の処分及び譲受けの決定
 - ⑤ 多額の借財の決定
 - ⑥ 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
 - ⑦ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
 - ⑧ その他定款に定める事項
- (3) 監事の職務は、次のとおりです。
- ① 本社の業務を監査すること。
 - ② 本社の財産の状況を監査すること。
 - ③ 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - ④ 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
 - ⑤ 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - ⑥ 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - ⑦ 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

10. 役員数

医療法人は、役員として、理事3～5人程度及び監事1人以上を置くことが原則です。ただし、理事数については、理事を3人以上とすることができない特別の事情があり特に知事の認可を受けた場合に限り、1人又は2人とすることができます。

知事の認可は、医師又は歯科医師が1人又は2人常時勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人に限り行われます。この場合においても、可能な限り理事2人をおくようにしてください。

ただし、認可後に複数の診療所を開設する場合は、3名以上おかなければなりません。

1 1. 役員欠格事由

(1) 次のいずれかに該当する者は、医療法第46条の2第2項の規定により医療法人の役員となることはできません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人(旧民法に規定されていた禁治産者又は準禁治産者を含む)
- ② 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間取引関係のある営利法人(例えば医薬品販売を行っているいわゆるメディカルサービス法人)の役職員が、医療法人の役員を兼任しないようにして下さい。

(3) 役員構成から見て、特定の営利法人によって経営が左右されるおそれがある場合は認められません。

1 2. 理事長

医療法人の理事のうち、1人は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。医療法人を代表する者は、理事長のみであり、理事長以外の理事には代表権はありません。

また、理事長は、拠出額や給与・役員報酬等から判断して、医療法人を実質的に代表し、その業務を総理できるものと認められなければなりません。

理事長は3ヶ月に1回以上理事会で業務状況を報告しなければなりません。(定款に定めれば年2回以上で可)

1 3. 管理者たる理事

医療法人は、その開設するすべての医療機関(指定管理者として管理する医療機関を含む)の管理者を理事に加えなければなりません。

なお、当該理事は、管理者の職を退いたときは理事の職を失うこととなります。ただし、再選を妨げるものではありません。

1 4. 監事

監事の責任が重要となっていることから、財務諸表を含む法人運営の監査を客観的に行える者であることが必要です。よって、当該医療法人の理事又は職員(当該医療法人の開設する医療機関の管理者その他の職員を含む。)を

兼ねてはなりません。

また、理事と三親等以内の親族(姻族含む)、医療法人の顧問の公認会計士、税理士及び弁護士等を監事に就任させることも原則認められません。

1 5. 負債の引継

拠出に伴う負債の引き継ぎは、原則認められません。

1 6. 会計年度と決算

医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものを原則とします。ただし、事情がある場合には定款により任意の1年を定めることができます。

医療法人は、会計年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、監事の監査、理事会及び社員総会の承認を受け、監事が作成した監査報告書とともに知事に届出なければなりません。

1 7. 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。従って、収益を生じた場合には、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほかは、医療の充実のための積立金として預金・国公債等元本保証のある資産により留保しなければなりません。

なお、配当でなくとも、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されます。

(事実上の利益分配と考えられる行為の例)

- ・ 正当な根拠なく、役員及び社員若しくはこれらの者と親族関係にある者(以下、役員等とします)に対して医療法人の資金等を貸し付けること。
- ・ 医療法人が、役員等やいわゆるメディカルサービス法人が所有等している資産を過大な賃借料で賃借すること。(ただし、医療の提供や法人運営に必要となる設備で、固定資産税評価額等を基礎とした賃借額による賃借は除きます。)
- ・ 役員等に対して算定根拠や支払根拠が不明確、又は額が過大な退職金を支払うこと。
- ・ 役員等の勤務実態と比較して過大な給与又は役員報酬の支払いをすること。
- ・ 医療法人が第三者(役員等を含む)の債務を保証すること。
- ・ 第三者名義(役員等を含む)の債務を医療法人へ名義移転すること。

なお、理事・監事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として医療法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款又は寄附行為にその額を定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議によって定める必要があります。

18. 利益相反行為について

(1) 理事は、次に掲げる競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

- ① 自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする医療法人との取引
- ③ 医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引

(2) なお、上記②の取引等を行う場合は、剰余金の配当の禁止に抵触する可能性がありますので契約額について法人設立時の基準額設定方法に基づき設定いただくとともに、③の取引にあたっては予め兵庫県医務課にご相談ください。

19. 設立登記

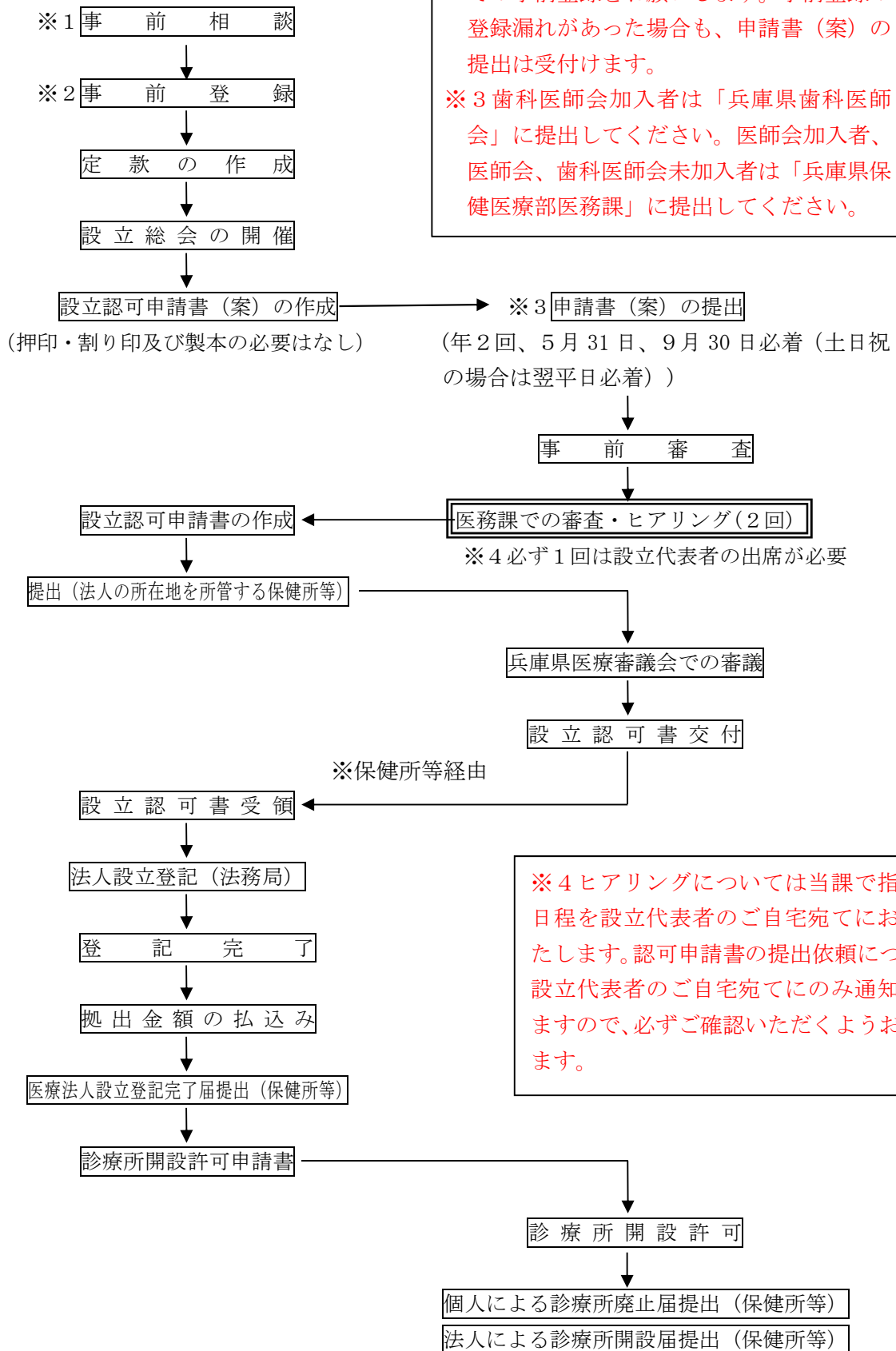
医療法人は、法務局へ設立登記をしなければ成立しません。従って、医療法人の設立の認可等、設立に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局に、理事長が登記の申請をしなければなりません。なお、正当な理由無く1年以上法人としての診療所を開設しない法人については、認可取り消しの対象となります。

医療法人の設立に関して登記しなければならない事項は、次のとおりです。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所
- ④ 理事長の住所及び氏名
- ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑥ 資産の総額（正味資産額）

医療法人設立認可申請書作成要領

1. 一人医師医療法人設立認可手順



※1 事前相談は必須ではありません。

※2 申請書(案)提出までにインターネットでの事前登録をお願いします。事前登録の登録漏れがあった場合も、申請書(案)の提出は受け付けます。

※3 歯科医師会加入者は「兵庫県歯科医師会」に提出してください。医師会加入者、医師会、歯科医師会未加入者は「兵庫県保健医療部医務課」に提出してください。

※4 ヒアリングについては当課で指定した日程を設立代表者のご自宅宛てにお送りいたします。認可申請書の提出依頼についても設立代表者のご自宅宛てにのみ通知いたしますので、必ずご確認いただくようお願いします。

2. 医療法人設立についての注意事項

(1) 医療法人設立申請に関する事前確認

医療法人制度とは、永続的な医療提供体制の確保、経営の安定化及び地域医療への貢献等を図ることを趣旨として制度化されており、利己的な都合等での法人解散は、容易に認可され難い状況にあります。

本県では、実体のない診療所での申請を受け付けておりません。申請にあたっては、原則として、個人として既に医療法上の診療所の開設届を提出し、診療所の開設以降1度以上確定申告を行っていることが望ましいこととしています。

医療法人制度の趣旨を十分ご理解いただき、この点を踏まえて手続きを進めて下さい。

(2) 設立認可申請書（案）に係る受付期間等

申請書（案）の提出は、県医師会・歯科医師会及び医務課で行う事前審査のために必要なもので、申請書（案）の受付時期は、年2回概ね5月末及び9月末としております。

医師会・歯科医師会加入の方は地元医師会・歯科医師会に、医師会等に未加入の方は医務課にご相談下さい。

申請書（案）提出期限は、多少前後する場合がありますので、事前に提出先に確認して下さい。締め切りを過ぎると次回回しとなりますのでご注意ください。

(3) 認可等

医療法人設立認可にあたっては、年2回開催する兵庫県医療審議会医療法人部会の意見を聴く必要があります。よって、5月末までに申請書（案）を提出された場合には12月頃の認可、9月末までに提出された場合には翌年の3月頃の認可となります。

3. 医療法人設立の流れ

(1) 事前相談・事前登録の後、設立認可申請書（案）を1部提出して下さい。

申請書（案）提出までにインターネット上で事前登録をお願いします。事前登録は、医務課にて申請数を把握するために登録をお願いするものです。事前登録の登録漏れがあった場合も、申請書（案）の提出は受けます。登録後、申請を取りやめる場合は、メールまたは電話にてご一報いただけますと幸いです。

申請書（案）の提出後、事前審査が行われ、医務課での審査を経て、ヒアリングの場で確認又は訂正の指示等を受けます。（事前相談及び申請書（案）の提出の窓口は歯科医師会加入の場合は、県歯科医師会となり、医師会加入、医師会・歯科医師会未加入の場合は医務課となります。）

ヒアリングは原則2回行い、そのうちの1回は設立代表者に来庁いただきます。

(2) 指示事項を訂正し医務課の確認を得て、設立認可申請書を作成し、設立しようとする法人の所在地を所管する保健所又は健康福祉事務所（以下「保

健所等」という。)に3部提出して下さい。

※ヒアリングの日程通知及び設立認可申請書の提出依頼については設立代表者のご自宅宛てのみに送付いたしますのでご注意ください。なお、ヒアリングの日程通知の際にお伝えする期限までに事前審査が完了しなければ申請書は提出できません。提出期限を過ぎた場合も次回回しとなります。

- (3) 認可の後は、設立に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、法務局に設立登記を行って下さい。なお、正当な理由無く1年以上法人としての診療所を開設しない法人については、認可取り消しの対象となります。
- (4) 登記完了後、遅滞なく医療法人設立登記完了届を法人の所在地を所管する保健所等に2部提出するとともに、診療所開設許可申請書を診療所の所在地を所管する保健所等に2部提出し、許可を受けて下さい。なお、有床診療所については、その他病床に係る許可及び建物使用許可についても必要となります。
- (5) 診療所開設許可を受けた後、個人の診療所の廃止届と法人による診療所の開設届及びエックス線装置に係る設置届と廃止届を保健所等に各1部提出して下さい。

4. 設立認可申請書類について

- (1) 申請書は、次の順序で綴り込んで下さい。
 - ① 設立認可申請書
 - ② 理事数の特例認可申請書（理事数を2名にする場合）
 - ③ 定款
 - ④ 設立当初の財産目録（財産目録の明細を含む）
 - ⑤ 預金残高証明書（各社員のもの。通帳コピーは不可。）
銀行等の残高証明書は、各社員の設立総会日現在の同日付預金残高を証明するものを提出してください。※普通預金であること
 - ⑥ 社会保険・国民健康保険の振込通知書の写し（医業未収金を拠出する場合）
 - ⑦ 役員及び社員の名簿
- * ⑧ 設立総会議事録
- ⑨ 設立趣意書
- * ⑩ 開設しようとする診療所の概要
- * ⑪ 設立後2年間の事業計画及び予算書
- * ⑫ 設立代表者への委任状
- ⑬ 役員の就任承諾書並びに役員及び社員の履歴書
（履歴書にはそれぞれ印鑑証明（注3）を添付すること。）
- ⑭ 管理者就任承諾書（医師免許証の写し（注3）を添付すること。）
※H16年以降に免許を取得した医師、H18年以降に免許を取得した歯科医師については、臨床研修修了登録証の写しも添付する。（管轄保健所等による原本証明が必要）
- ⑮ 土地・建物の賃貸借契約締結に伴う権限の委任状
（設立代表者所有の不動産を賃借する場合）
- ⑯ 現在、不動産を賃借している場合は土地・建物の賃貸借契約書の写し及び賃貸借契約に係る覚書、設立認可後に不動産を賃借する場合は土地・建物の賃貸借契約書案（土地・建物の所有者と賃貸人が相違する場合、権利関係を確認できる証明書等が必要となります。）
- ⑰ 対象建物の固定資産評価証明書（注3）（建物を法人関係者（注2）から賃借する場合）
- ⑱ 対象土地の評価証明書（注3）（評価明細書・路線価図を含む）
（土地を法人関係者（注2）から賃借する場合）
- ⑲ 対象土地・建物の登記事項証明書（注3）
- ⑳ 不動産の鑑定評価書類（注3）及び有識者（注4）の評価証明書（不動産を拠出する場合）
有識者（注4）の評価証明書（建物付属設備、構築物、医療機器等を拠出する場合）
※原則、設立後の買い取りをお願いしておりますが、詳細については当課まで事前にお問い合わせ・ご相談ください。
- ㉑ 設立代表者の原本証明

注1) *の書類は、保健所に届け出た診療所の開設日から法人設立総会までの期間が2年以上ある場合は、原則として不要です。

注2) 法人関係者とは、設立代表者、役員、社員、これらの親族及びいわゆるメディカルサービス法人等設立しようとする医療法人と人的、金銭的に関係のあるものをいいます。

注3) 印鑑証明、医師免許証の保健所での原本照合、対象建物の固定資産評価証明書、対象土地の評価証明書、土地・建物の登記事項証明書及び土地の鑑定評価書類等、証明書類は設立総会日以降に取得したものを提出下さい。

注4) 有識者とは、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人のことをいいます。

(2) 医療法人設立認可申請書類作成上の注意事項

- ① 用紙はA4版を用い、横書き左綴じとする。
- ② 使用文字は、原則として常用漢字とする。
(住所・氏名等は正確に記載する)
- ③ 書類は3部(正本1部・副本2部。※副本2部のうち1部は保健所等用)作成すること。
- ④ 添付書類のうち証明書、謄本類は、正本には原本を添付すること。
副本については、写しでも差し支えないが、その場合は設立代表者が原本証明をすること。
- ⑤ 書面の押印は実印(添付の印鑑登録証明書と合致するもの)で行うこと。
また、副本についても押印すること。
- ⑥ 証明書類がA4版より小さい場合は、A4版の用紙に貼ること。この場合は設立代表者印で割印すること。
- ⑦ 管理者の医師免許証の写しは、最寄りの保健所等で原本と相違ない旨の照合をしてもらうこと。なお、写しは、A4版に縮小しても差し支えない。
※縮小しない場合は折り込んでA4版の用紙に貼ること。なおこの場合は代表者印での割印は不要。
- ⑧ 編集し終えた申請書は、クリップ止めにより提出すること。

(3) 土地・建物等の賃貸借契約の注意事項

現在、設立代表者、役員・社員及びその親族等が所有している土地・建物等で個人開業し、書面による賃貸借契約を締結していない場合は、賃貸借契約書(案)を作成して下さい。このうち、当該土地・建物等を設立代表者個人から賃借する場合は、利益相反行為になり、理事長が医療法人を代表することはできませんから、契約締結の権限を理事長以外の役員に委任することが必要です。

これら、法人関係者から土地・建物を賃借する場合については、賃借料が公正妥当な金額に設定されているかどうかを確認します。本県においては、兵庫県医療審議会の取り決めにより、土地については、路線価評価額の6%もしくは賃借料に係る不動産鑑定評価額、建物については、固定資

産税課税標準額の10%もしくは賃借料に係る不動産鑑定評価額を賃料年額の上限としています。

また、法人設立後も引き続き土地・建物を賃借する場合は、賃借人欄(乙)を医療法人社団〇〇設立代表者〇〇〇〇と表示した賃貸借契約を新たに締結し、「本契約は、兵庫県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人設立のうへは(乙)の表示は、医療法人〇〇理事長〇〇〇〇と読み替えるものとする。」旨の特約を加えておくか、知事の設立認可をもって賃借人を医療法人と読み替える旨の覚書が必要です。

なお、法人設立後に、利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません(P8 P22を参照のこと)。

(4) 年齢及び開業実績の期間の計算の基準

申請書における年齢等や期間計算の基準は、全て法人設立総会日を基準日として計算します。

5. 申請書類（案）について（原則、仮申請として5月末・9月末に提出する書類）

(1) 申請書類（案）には4. の設立認可申請書類の①～⑩に加え、次の書類も添付してください。

- ① 前年度の確定申告書一式の写し
（白色申告の場合は損益計算書を作成し添付すること）
- ② 税理士等の窓口収入金証明書（2ヶ月分の運転資金所要額を計算するに当たり、前年度総経費から窓口収入金を差し引く場合。）
- ③ いわゆるメディカルサービス法人を有する場合は当該法人の現在事項証明書
- ④ 定款の規定中、モデル定款と異なる箇所がある場合は、その理由書
- ⑤ 審査表、審査参考表
- ⑥ 仮申請書類チェックリスト
- ⑦ 医療法人設立認可説明資料チェックリスト

(2) 医療法人設立認可申請（案）書類作成上の注意事項

- ① 管理者の医師免許証は原本照合を済ませた写しを提出すること。
※医籍登録年月日が医師免許証の裏面に記載されている場合等、裏書きのある場合は両面をコピーすること。
- ② 診療所の開設日から法人設立総会日までの期間が2年未満の場合、設立総会の議事録には押印し、写しを添付すること。
- ③ 窓口収入金証明書については税理士が押印し、原本を添付すること。
- ④ 設立認可申請書、理事数を2名にする場合の特例認可申請書、土地建物の賃貸借契約書（案）の日付は空欄で提出すること。
- ⑤ 残高証明書、印鑑証明書、固定資産評価証明書、登記事項証明書については写しを提出すること。
- ⑥ 対象物件が転貸の場合は所有者の同意を確認できる契約書等の書類も添付すること。
- ⑦ 税理士の評価証明書は押印し、写しを提出すること。
- ⑧ 医療法人設立認可説明資料チェックリストは、医療機関の理事長就任予定者に、申請書（案）提出前に、「医療法人設立認可説明資料」をご覧いただき、理事長就任予定者が署名又は記名押印して提出すること。

様式1号

令和 年 月 日

※ 申請書提出に係る通知にて指定された
日付を記入すること。

兵庫県知事 齋藤元彦様

- ※ 住所の記載は都道府県名から丁目、番地、番号まで印鑑証明のとおり正確に記入すること
- ※ 設立代表者の住所を記載すること

住 所 兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号

医療法人社団 神戸内科医院

設立代表者 神戸太郎 ㊟

電 話 (自 宅) 078 (〇〇〇) 〇〇〇〇
(診療所) 078 (△△△) △△△△

医療法人設立認可申請書

標記について、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

- ※ 住所及び電話番号は設立代表者の個人の住所及び電話番号とし、併せて診療所の電話番号も記入すること。
- ※ 医療法人の名称
 - ア 誇大な名称でないこと。
 - イ 県内に主たる事務所を有する既存の医療法人の名称と、同一又は紛らわしい標記でないこと。
 - ウ 「社団」を附することは任意であること

様式2号

※ 理事数を2名にする場合のみ必要。

令和 年 月 日

※ 申請書提出に係る通知にて指定された
日付を記入すること

兵庫県知事 齋藤元彦 様

住 所 兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号

医療法人社団 ○ ○ ○ ○

設立代表者 ○ ○ ○ ○ ㊦

医療法第46の5第1項ただし書の 規定による認可申請書

標記について、下記により理事を2人にしたいので、医療法第46条の5第1項

ただし書及び同法施行規則第31条の5の規定に基づき申請します。

記

- ① 開設する診療所の数 1箇所
- ② 常時勤務する医師（歯科医師）の数 1人
- ③ 理事を2名にする理由

定 款

医療法人 社団 神戸内科医院

令和 年 5 月 1 日 設 立 総 会
令和 年 月 日 知 事 認 可
令和 年 月 日 法 人 登 記 (成 立)

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人社団 神戸内科医院 と称する。

第2条 本社は、事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号に置く。

※ 登記事項証明書により正確に記入すること
なお登記と住居表示が異なる場合は住居表示に合わせること

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) 神戸内科医院

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

第3章 資産及び会計

第5条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第6条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) 不動産

※不動産以外の財産を基本財産とすることも可。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第7条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第8条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

第9条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第10条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

※上記以外の1年を超えない期間とすることも可。

第11条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を兵庫県知事に届け出なければならない。

第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

第13条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

- 2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第14条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第15条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第5章 社員総会

第16条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、2月及び5月に開催する。

※会計年度と連動して上記以外の回数・月とすることも可。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第17条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第18条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更

- (5) 重要な資産の処分
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本社の解散
 - (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。
- 第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。
- 第20条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。
- 第21条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 第22条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 第24条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

第25条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内うち理事長1名
- (2) 監事 1名

※理事数の上限は、設立当初の理事数を基に+2名程度の範囲で設定すること。なお、理事数は原則3名以上とする。

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第27条 理事長は本会社を代表し、本会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は、本会社の業務を執行し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

※「3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」とすることも可

- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する診療所（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第28条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第30条 役員報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

※「理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。」又は、理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。」とすることも可

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引
- (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第32条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第35条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 各理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

第37条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第39条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 定款の変更

第40条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散、合併及び分割

第41条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第42条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、兵庫県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第43条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）

※歯科診療所を運営する医療法人については都道府県歯科医師会又は郡市区歯科医師会としても可。

(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第44条 本社は、総社員の同意があるときは、兵庫県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第45条 本社は、総社員の同意があるときは、兵庫県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 基金

第46条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第47条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負う。

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

第49条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第50条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第11章 雑則

第51条 本社の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

※「官報に掲載する方法」の代わりに「〇〇新聞に掲載する方法」「電子公告（ホームページ）」とすることも可。その場合第2項として「2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法（又は〇〇新聞）によって行う」を追加する。

第52条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

第 1 条 本 社 団 設 立 当 初 の 役 員 は、 次 の と お り と す る。

理 事 長	<u>神 戸 太 郎</u>	※ 理 事 長、 理 事 に つ い て は、 社 員 と 兼 ね る 場 合 は 抛 出 必 要
理 事	<u>神 戸 良 子</u>	※ 監 事 に つ い て は、 抛 出 が な く て も 就 任 可 能
理 事	<u>神 戸 次 郎</u>	
監 事	<u>兵 庫 一 郎</u>	

第 2 条 本 社 団 の 最 初 の 会 計 年 度 は、 第 10 条 の 規 定 に か か わ ら ず、 設 立 の 日 か ら、 令 和
〇 年 3 月 31 日 ま で と す る。

第 3 条 本 社 団 の 設 立 当 初 の 役 員 の 任 期 は、 第 28 条 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず、 令 和
〇 年 3 月 31 日 ま で と す る。

上記のとおり、医療法人社団 神戸内科医院 の設立のための定款を作成し、発起人全員これに記名押印する。

令和 ○ 年 5 月 1 日

発 起 人 住 所 兵庫県明石市魚住町○丁目○番○号

氏 名 神 戸 太 郎 印

住 所 兵庫県明石市魚住町○丁目○番○号

氏 名 神 戸 良 子 印

住 所 兵庫県神戸市西区秋葉台○丁目○番地

氏 名 神 戸 次 郎 印

※発起人は社員のみ記載。役員であっても、社員でない者は記載しない。

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(令和〇年 5月 1日現在)

※設立総会日（流動資産以外がある場合は、総会日前の直近の月末日）現在で作成すること

1. 資 産 額	15,000,000 円
2. 負 債 額	0 円
3. 資本（正味資産）額	15,000,000 円

(内 訳)

科 目	金	額（単位：円）
A. 基本財産 (①～③)	[0]
土地 ①		
建物 ②		
その他 ③		
B. 通常財産 (④～⑦)	[15,000,000]
流動資産 ④	(15,000,000)
現金・預金		10,000,000
医薬品		0
その他の流動資産		5,000,000
有形固定資産 ⑤	(0)
医療用器械備品		
什器備品		
車輛運搬具		
一括償却資産		
無形固定資産 ⑥	(0)
電話加入権		
その他の無形固定資産		0
その他の資産 ⑦	()
C. 資産合計 (A+B)		15,000,000
D. 負債合計		0
E. 資本（正味資産） (C-D)		15,000,000
自己資本比率 (E/C)		100.00 %

- ※ 現金・預金のみをの売却で認可後、医薬品・医療機器等を買取ることも可能
- ※ 売却は2ヶ月の運転に支障がないよう設定する
- ※ 設備・機械備品・車両等を売却する場合は財産目録作成時の簿価で記入する
- ※ 医薬品・衛生材料等を売却する場合は仕入額で、又電話加入権は時価で記入する

設立財産目録の明細書

A 基本財産

※申請書提出の際は、空欄となったページは省略してください。

土地 ※抛出する場合は鑑定評価を必要とする

所在地	面積	金額	抛出者氏名
	m ²	円	
合 計	m ²	円	

建物 ※抛出する場合は鑑定評価を必要とする

所在地	面積	金額	抛出者氏名
	延 m ²	円	
合 計	m ²	円	

その他の基本財産 ※建物抛出の場合に建物付属設備・構築物を記入すること

種 類	金額	抛出者氏名
	円	
合 計	円	

B 通常財産

現金・預金 ※銀行等の残高証明書（設立総会日時点の残高を証明するもの）が必要

預 金 先	種 類	金 額	拠出者氏名
		円	
〇〇銀行〇〇支店	普通預金	6,500,000	神戸 太郎
□□銀行□□支店	普通預金	2,500,000	神戸 良子
△△銀行△△支店	普通預金	1,000,000	神戸 次郎
合 計		10,000,000 円	

医薬品明細書 ※棚卸を行い記入すること

品名	規格数量	金額	拠出者氏名
		円	
合計		円	

その他流動資産

種 類	金額	拠出者氏名
(医業未収金)	円	
社会保険診療報酬 4月分	3,000,000	神戸 太郎
国民健康保険診療報酬 4月分	2,000,000	神戸 太郎
合 計	5,000,000 円	

※従来の契約に付随する保証金又は株券は拠出になじまない

※設立総会日時時点で未収であるもののみ計上可能

医療用器械備品(医療用機器)

品名	規格数量	評価額	拠出者氏名
		円	
合計		円	

什器備品

品名	規格数量	評価額	拠出者氏名
		円	
合計		円	

車 両

品 名	評 価 額	拠出者氏名
	円	
合 計	円	

その他の有形固定資産

品 名	規格数量	評価額	拠出者氏名
		円	
合 計		円	

電話加入権

局 番	番 号	金 額	拠出者氏名
		円	
合 計		円	

その他の無形固定資産

品 名	規格数量	評価額	拠出者氏名
		円	
合 計		円	

その他の資産

品 名	規格数量	評価額	拠出者氏名
		円	
合 計		円	

役員及び社員の名簿

(令和〇年 5月 1日現在)

	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	拠出額	続柄	
									対理事長	対監事
役員名	理事長	神戸 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	男	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	神戸内科医院管理者	11,500,000 円	本人	友人
	理事	神戸 良子	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	女	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	神戸内科医院看護師	2,500,000	妻	なし
	〃	神戸 次郎	昭和△△年△△月△△日	△△	男	兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地	△△病院医師	1,000,000	長男	なし
	監事	兵庫 一郎	昭和××年××月××日	××	男	大阪府大阪市中央区淡路町〇丁目〇番地	××商事株式会社役員		友人	本人
	計		4名					15,000,000 円		
社員名	理事長	神戸 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	男	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	神戸内科医院管理者	11,500,000 円	本人	
	理事	神戸 良子	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	女	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	神戸内科医院看護師	2,500,000	妻	
	〃	神戸 次郎	昭和△△年△△月△△日	△△	男	兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地	△△病院医師	1,000,000	長男	
	計		3名					15,000,000 円		

(作成上の注意)

1. 役員、社員の全員を記入すること。
2. 職業は勤務先等、具体的に記載すること。
3. 拠出額は、純資産額を記載すること。
4. 続柄は、理事長、監事それぞれに対するものを記載すること。
5. 住所は、印鑑証明とおりに記載すること。

医療法人社団 神戸内科医院 設立総会議事録（例）

1 日 時 令和〇年 5月 1日 13時00分～14時00分

2 場 所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
神戸内科医院

3 出席者（設立者）住所・氏名

兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号 神戸 太郎

兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号 神戸 良子

兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地 神戸 次郎

4 議 事

医療法人社団 神戸内科医院 を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。議長を選出すべく、全員で互選したところ、神戸太郎 が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき13時00分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者 神戸太郎 は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人社団 神戸内科医院 設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が兵庫県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出したい旨の申込みがあった。

（氏名）	（内容）	（拠出金額）
神戸 太郎	預金（〇〇銀行〇〇支店普通預金）	6,500,000円
	医業未収金（社保、国保4月分）	5,000,000円
神戸 良子	預金（□□銀行□□支店普通預金）	2,500,000円
神戸 次郎	預金（△△銀行△△支店普通預金）	1,000,000円
	合 計	15,000,000円

注：拠出の内容は、財産目録及び財産目録の内訳の内容と合致させること

また、神戸太郎 は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人社団 神戸内科医院 設立認可後〇〇年間に経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金 15,000,000 円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 初年度及び次年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認の件

議長は発言し、初年度及び次年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決された定款に規定される場所に従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理 事	神戸 太郎	(神戸内科医院管理者)
同	神戸 良子	(神戸内科医院看護師)
同	神戸 次郎	(△△病院医師)
監 事	兵庫 一郎	(××商事株式会社役員)

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように選任された。

理 事 長 神戸 太郎

選任された者は、各自この就任を承諾した。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で兵庫県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 神戸 太郎

選任された者は、これを承諾した。

第8号議案 本法人の開設する診療所の土地、建物を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、本法人の開設する診療所の土地、建物を本法人が所有者から賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必

要があることを述べ、覚書を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第9号議案 役員総報酬限度額承認の件

議長は発言し、役員給与及び役員報酬の年間限度額は

理事長	(神戸太郎)	20,000,000 円
理事	(神戸良子)	7,000,000 円
理事	(神戸次郎)	3,000,000 円
監事	(兵庫一郎)	1,000,000 円

以内とし、当該金額を超えて支給する場合は、社員総会による承認を必要とする旨を述べたところ全員異議なく承認し本案は可決された。

以上をもって、医療法人社団 **神戸内科医院** の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設立者	神戸太郎	Ⓜ
同	神戸良子	Ⓜ
同	神戸次郎	Ⓜ

(作成上の注意)

1. 本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
2. 役員は原則理事3人以上、監事1人以上とすること。
3. 理事の中には法人の開設する診療所の管理者を入れること。

医療法人社団 神戸内科医院 設立趣意書

1. 設 立 趣 旨

(1) 医療施設の開設からこれまでの発展経緯

地域医療に貢献するため、平成〇〇年〇〇月〇日に兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号において内科診療所を開設し、以後、医療スタッフ及び医療設備の充実を図るとともに、臨床研究を続け良質な医療の提供に努めてきた。

(2) 法人の設立意図

現在、1日平均〇〇名の外来患者がある中、今後も医学の進歩に合わせた近代医療を提供し、より一層地域医療に貢献するため、家計と経営を分離した近代的経営を図り、医療の質の向上及び医療の永続性の確保を図る。

(3) 事業の内容

内科診療所を開設し、地域住民に密着したプライマリー・ケアの実施を通じて地域医療に貢献する。

(4) 医療法人の名称の由来 ※ 診療所名と医療法人名が同一の場合は、記入不要

(作成上の注意)

診療所の開設から発展経過、法人の設立意図、事業内容等を具体的かつ簡明に記載すること。

2. 設立総会の内容

- (1) 開催年月日 令和〇年 5月 1日
- (2) 開催場所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
神戸内科医院
- (3) 出席者数 3人
- (4) 主な議決内容 ア 設立趣旨承認
イ 社員確認
ウ 定款承認
エ 拠出申込及び設立時の財産目録承認
オ 事業計画及び予算承認
カ 役員の選任
キ 設立代表者の選任
ク 不動産賃貸借契約承認
ケ 役員報酬限度額承認

3. 事業計画の内容

- (1) 内部留保に努め経営の安定を図る。
(2) 内部留保に努め施設設備の充実を図る。
(3) 内部留保に努め職員の福利厚生の実施を図る。
(4) 経営基盤を安定させ、プライマリー・ケアを実施する。
(5) 地域医療に貢献する。

4. 開設しようとする診療所の内容

- (1) 名称 神戸内科医院
(2) 所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
(3) 管理者 神戸太郎
(4) 診療科目 内科
(5) 病床の有無 無 ・ 有 (床)
(6) その他

現診療所の開設年月日 平成〇〇年〇〇月 〇日開設

*保健所に届出た開設日を記載すること

令和〇年 5月 1日

* 日付は設立総会開催日とすること

医療法人社団
設立代表者

神戸内科医院
神戸太郎

印

開設しようとする診療所の概要

名 称	神戸内科医院			
所在地	兵庫県神戸市下山手通5丁目10番1号	電話	078-000-0000	
所管保健所名	神戸市保健所			
診療科名	内科			
病床数等	無・有(床)			
管 理 者	氏 名	神戸太郎 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)		
	(歯科)医籍	医籍 第〇〇〇〇〇〇号 (昭和〇〇年 〇月 〇日登録)		
職 員	職 種	従 業 員 数	職 種	従 業 員 数
	医 師	常勤 1人	歯 科 技 工 士	常勤 1人 非常勤 1人
	歯 科 医 師	常勤 1人 非常勤 1人	理 学 療 法 士	
	看 護 師		作 業 療 法 士	
	准 看 護 師		柔 道 整 復 師	
歯 科 衛 生 士		事 務 員	常勤 1人 非常勤 1人	
看 護 補 助 者		労 務 員 他		
薬 剤 師		合 計	常勤 3人 非常勤 2人	
栄 養 士				
診療放射線技師				
診療エックス線技師				
臨床検査技師				
衛生検査技師				
敷 地	100.00㎡ (うち借地100.00㎡) (付近案内図及び平面図添付)			
建 物	延120.00㎡ (建物平面図を添付)			
	鉄筋コンクリート2階建 延120.00㎡ ① 診 察 室 ② 処 置 室 ③ 待 合 室 ④ 検 査 室 ⑤ エ ッ ク ス 線 室 ⑥ 調 剤 室 ⑦ ト イ レ ⑧ 院 長 室 ⑨ 休 憩 室			
診 療 日	日曜日及び祝祭日を除く毎日 (但し木曜日と土曜日は午前のみ)			
診 療 時 間	午前9時～12時及び午後5時～7時			
非常勤医師の勤務状況				

※ 診療所の増改築工事等を行い保健所に届出がなされていないものがある場合は、すみやかに所定の手続きを行うこと

[添付書類]

1. 施設周辺の概略図

…最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。

2. 建物平面図

(1) 縮尺は任意であるが、最大A3サイズまでとする。

(2) ビルの一室で開設する場合は、フロアの全体図。

設立後2年間の事業計画

初年度（令和〇年 1月 1日～令和〇年12月31日）

- ※ 実態に即して具体的に記入すること
- ※ 初年度は、定款の規定とは関係なく、事業開始日から12ヶ月間とすること
（例）事業開始日が令和元年1月1日、会計年度の始期が4月1日、終期が3月31日の場合
事業計画上の初年度とは、令和元年1月1日から令和元年12月31日とする

次年度（令和〇年 1月 1日～令和〇年12月31日）

- ※ 実態に即して具体的に記入すること
- ※ 次年度は、定款の規定とは関係なく、上記記載の初年度終了日の翌日からから12ヶ月間とすること
（例）事業開始日が令和元年1月1日、会計年度の始期が4月1日、終期が3月31日の場合
事業計画上の次年度とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日とする

（作成上の注意）

1. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きする。
2. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

※初年度については、前年度確定申告に基づき、記入すること

設 立 後 2 年 間 の 予 算 書

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初 年 度	次 年 度	対医業収益比 (%)	
			初 年 度	次 年 度
医 業 収 入	86,880	94,560	100.00	100.00
入 院 収 入 ()				
外 来 収 入 ()	86,760	94,320	99.86	99.75
そ の 他 ()	120	240	0.14	0.25
医 業 外 収 入	150	150	0.17	0.16
借 入 金				
抛 出 金 等	15,000		17.27	
前 年 度 繰 越 金		16,149		17.08
合 計	102,030	110,859	117.44	117.24

※次年度については初年度に基づき、適正に作成すること

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初 年 度	次 年 度	対医業収益比 (%)	
			初 年 度	次 年 度
医 業 費 用	66,758	68,720	76.84	79.10
医 業 外 費 用				
施 設 整 備 費	11,000	6,000	12.66	6.35
施 設 整 備 費 ()	1,000	1,000	1.15	1.06
医 療 機 器 購 入 費 ()	10,000	5,000	11.51	5.29
借 入 金 (元 金) 返 済				
支 出 計	77,758	74,720	89.50	79.02
差 引 額	24,272	36,139	27.94	38.22
(剰余金処分予定)				
法 人 税 等	8,123	10,617	9.35	11.23
法 人 積 立 金	16,149	25,522	18.59	26.99

(作成上の注意)

1. 事業計画の内容と一致すること。
2. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないこと。
3. 「抛出金等」は、財産目録のうち「現金」、「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
4. 法人税等（租税公課）は、発生主義に則って記載すること。

よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度にも計上があること。

予 算 明 細 書

初年度

	1 日 平 均	1 か 月 平 均	1 年
入 院 患 者 数	人	人	人
外 来 患 者 数	60人	1,200人	14,400人

- (注) 1. 入院患者数 (1年) = 入院患者数 (1日平均) × 365 (366)
 2. 外来患者数 (1年) = 外来患者数 (1か月平均) × 12

※ 前年度の実績を基に記入すること

(収 入)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明
医 業 収 入	86,880	
入 院 収 入		
自 費 収 入 ()		平均 円×年間 人
社 会 保 険 等 収 入 ()		平均 円×年間 人
室 料 差 額 収 入 ()		平均 円×年間 人
外 来 収 入	86,760	
自 費 収 入 ()	720	平均 12,000円×年間 60人
社 会 保 険 等 収 入 ()	86,040	平均 6,000円×年間 14,340人
文 書 料	120	診断書発行 5,000円×年間 24件等
そ の 他		集団検診料、診断書発行料等
医 業 外 収 入	150	
受 取 利 息 ()	150	預託金の利息
そ の 他 ()		従業員等の給食収入等
借 入 金		銀行等からの借入金
抛 出 金 等	15,000	(初年度のみ) 設立抛出金のうち運転資金
前 年 度 繰 越 金		(次年度のみ)
合 計	102,030	

(予算明細書作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
2. 設立後2年間の事業計画の内容と一致すること。
3. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、設立後2年間の予算書の単位と一致させること。
4. 合計欄の金額は、設立後2年後の予算書中、支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
5. 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
6. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。

(支出)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
医 業 費 用	66,758	
給 与 費	24,648	
職 員 給 与	(22,200)	内訳は別紙のとおり
退 職 金	()	
法 定 福 利 費	(2,448)	←※ 社会保険は強制加入となるので、必ず計上すること。
材 料 費	20,000	
医 薬 品 費	(20,000)	
診 療 材 料 費	()	
経 費	6,610	
福 利 厚 生 費	(300)	福利施設負担額など法定外福利費
旅 費 交 通 費	(480)	業務のための出張旅費
職 員 被 服 費	(120)	従業員に支給又は貸与する白衣等
通 信 費	(480)	電話料、郵便料金等
消 耗 品 費	(200)	事務用品費等
会 議 費	(100)	諸会議費等
光 熱 水 費	(600)	電気料、ガス料、水道料、重油代等
修 繕 費	(120)	有形固定資産の修繕料
賃 借 料	(3,600)	土地、建物の賃借料
保 険 料	(50)	火災保険料等
交 際 費	(500)	接待費及び慶弔など交際に要する費用
租 税 公 課	(60)	固定資産税等税法上損金とされるもの等
そ の 他	()	
委 託 費	500	委託した業務の対価としての費用
研 究 研 修 費	1,000	学会、講習会等の費用
役 員 報 酬	14,000	10,000,000円×年間 1人 2,500,000円×年間 1人 1,000,000円×年間 1人 500,000円×年間 1人
医 業 外 費 用		
支 払 利 息	()	
施 設 整 備 費	11,000	
施 設 整 備 費	(1,000)	
医 療 機 器 購 入 費	(10,000)	
借 入 金 元 金 返 済 等		
法 人 税	8,123	
翌 年 度 繰 越 金	16,149	
計	102,030	

職 員 給 与 費 内 訳 書

初年度

(単位：千円)

職 種	常 勤 (名) 非常勤 (名) 計 (名)	A 一人当たり 月額給与	B 月額給与計	C 年間給与計	D 年間賞与	E 年間計
医 師	1 名	1,000	1,000	12,000		12,000
(歯科医師)	1 名		1,000	12,000		12,000
看 護 師	1 名	250	250	3,000	1,000	4,000
(歯科衛生士)	1 名	150	150	1,800		1,800
	2 名		400	4,800	1,000	5,800
准 看 護 師	名					
	名					
	名					
薬 剤 師	名					
	名					
	名					
臨 床 検 査 技 師	名					
	名					
	名					
診 療 放 射 線 技 師	名					
	名					
	名					
事 務 員	1 名	200	200	2,400	800	3,200
	1 名	100	100	1,200		1,200
	2 名		300	3,600	800	4,400
そ の 他	名					
	名					
	名					
合 計	3 名					19,200
	2 名					3,000
	5 名					22,200

(作成上の注意)

1. 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。
2. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、設立後2年間の予算書の単位と一致させること。
3. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。
4. 初年度分の人員構成は、開設しようとする診療所の概要の「職員」欄の内容と一致させること。

予 算 明 細 書

※次年度については、初年度に基づき適正に作成すること

次年度

	1 日 平 均	1 か 月 平 均	1 年
入 院 患 者 数	人	人	人
外 来 患 者 数	65人	1,300人	15,600人

- (注) 1. 入院患者数 (1年) = 入院患者数 (1日平均) × 365 (366)
 2. 外来患者数 (1年) = 外来患者数 (1か月平均) × 12

(収 入)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明
医 業 収 入	94,560	
入 院 収 入		
自 費 収 入 ()		平均 円×年間 人
社 会 保 険 等 収 入 ()		平均 円×年間 人
室 料 差 額 収 入 ()		平均 円×年間 人
外 来 収 入	94,320	
自 費 収 入 ()	1,440	平均 12,000円×年間 120人
社 会 保 険 等 収 入 ()	92,880	平均 6,000円×年間 15,480人
文 書 料	240	診断書発行 5,000円×年間 48件等
そ の 他		集団検診料、診断書発行料等
医 業 外 収 入	150	
受 取 利 息 ()	150	預託金の利息
そ の 他 ()		従業員等の給食収入等
借 入 金		銀行等からの借入金
抛 出 金 等		(初年度のみ) 設立抛出金のうち運転資金
前 年 度 繰 越 金	16,149	(次年度のみ)
合 計	110,859	

(予算明細書作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
2. 設立後2年間の事業計画の内容と一致すること。
3. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、設立後2年間の予算書の単位と一致させること。
4. 合計欄の金額は、設立後2年後の予算書中、支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
5. 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
6. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。

(支出)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
医 業 費 用	68,720	
給 与 費	24,860	
職 員 給 与	(22,392)	
退 職 金	()	
法 定 福 利 費	(2,468)	←※ 社会保険は強制加入となるので、必ず計上すること。
材 料 費	21,660	
医 薬 品 費	(21,660)	
診 療 材 料 費	()	
経 費	6,600	
福 利 厚 生 費	(300)	福利施設負担額など法定外福利費
旅 費 交 通 費	(480)	業務のための出張旅費
職 員 被 服 費	(60)	従業員に支給又は貸与する白衣等
通 信 費	(500)	電話料、郵便料金等
消 耗 品 費	(210)	事務用品費等
会 議 費	(100)	諸会議費等
光 熱 水 費	(620)	電気料、ガス料、水道料、重油代等
修 繕 費	(120)	有形固定資産の修繕料
賃 借 料	(3,600)	土地、建物の賃借料
保 険 料	(50)	火災保険料等
交 際 費	(500)	接待費及び慶弔など交際に要する費用
租 税 公 課	(60)	固定資産税等税法上損金とされるもの等
そ の 他	()	
委 託 費	600	委託した業務の対価としての費用
研 究 研 修 費	1,000	学会、講習会等の費用
役 員 報 酬	14,000	10,000,000円×年間 1人 2,500,000円×年間 1人 1,000,000円×年間 1人 500,000円×年間 1人
医 業 外 費 用		
支 払 利 息	()	
施 設 整 備 費	6,000	
施 設 整 備 費	(1,000)	
医 療 機 器 購 入 費	(5,000)	
借 入 金 元 金 返 済 等		
法 人 税	10,617	
翌 年 度 繰 越 金	25,522	
計	110,859	

職 員 給 与 費 内 訳 書

次年度

(単位：千円)

職 種	常 勤 (名) 非常勤 (名) 計 (名)	A 一人当たり 月額給与	B 月額給与計	C 年間給与計	D 年間賞与	E 年間計
医 師	1 名	1,000	1,000	12,000		12,000
(歯科医師)	1 名		1,000	12,000		12,000
看 護 師	1 名	250	250	3,000	1,000	4,000
(歯科衛生士)	1 名	155	155	1,860		1,860
	2 名		405	4,860	1,000	5,860
准 看 護 師	名					
	名					
	名					
薬 剤 師	名					
	名					
	名					
臨床検査技師	名					
	名					
	名					
診療放射線技師	名					
	名					
	名					
事 務 員	1 名	206	206	2,472	824	3,296
	1 名	103	103	1,236		1,236
	2 名		309	3,708	824	4,532
そ の 他	名					
	名					
	名					
合 計	3 名					19,296
	2 名					3,096
	5 名					22,392

(作成上の注意)

1. 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。
2. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、設立後2年間の予算書の単位と一致させること。
3. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。
4. 初年度分の人員構成は、開設しようとする診療所の概要の「職員」欄の内容と一致させること。

委 任 状

私達は 兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号 神戸 太郎

を医療法人社団 神戸内科医院 の設立代表者に選任し、医療法人の設立に関する一切の権限を委任します。

令和〇年 5月 1日

※ 拋出者のみ

住 所	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号
氏 名	神 戸 良 子 ㊟
住 所	兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地
氏 名	神 戸 次 郎 ㊟

令和〇年 5月 1日

医療法人社団 神戸内科医院

設立代表者 神戸 太郎 様

理事長 神戸 太郎 ⑩

理事 神戸 良子 ⑩

理事 神戸 次郎 ⑩

監事 兵庫 一郎 ⑩

*連名でなく、それぞれが提出する形式でも可

役員就任承諾書

私達は医療法人社団 神戸内科医院 設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

履 歴 書			
現 住 所	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号		
ふ り が な	こ う べ た ろ う		
氏 名	神 戸 太 郎		
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生		
学 歴	昭和〇〇年	〇 月	兵庫県立〇〇高等学校卒業
	昭和〇〇年	〇 月	〇〇大学医学部入学
	昭和〇〇年	〇 月	同 卒業
	年	月	
	年	月	
職 歴	昭和〇〇年	〇 月	〇〇大学医学部附属病院第〇内科 入局
	昭和〇〇年	〇 月	〇〇病院内科 勤務
	平成〇〇年	〇 月	〇〇市立〇〇病院内科 勤務
	平成〇〇年	〇 月	神戸内科医院 開業
	年	月	現在に至る
	年	月	
	年	月	
医籍登録年月日・番号	昭和 〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇〇〇 号	
賞罰及び欠格事項等の有無（該当する□を塗りつぶすこと）			
賞罰の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
医療法第46条の5第5項に規定される欠格事項の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
当該医療法人と取引関係にある営利法人等役員との兼職	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
(弁護士、公認会計士、税理士の場合) 当該医療法人との顧問関係の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	
<p style="text-align: left;">上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">令和〇年 5月 1日</p> <p style="text-align: right;">神 戸 太 郎 ㊞</p>			

履 歴 書			
現 住 所	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号		
ふ り が な	こ う べ よ し こ		
氏 名	神 戸 良 子		
生 年 月 日	昭和□□年□□月□□日 生		
学 歴	昭和〇〇年	〇 月	兵庫県立〇〇高等学校卒業
	昭和〇〇年	〇 月	〇〇看護専門学校入学
	昭和〇〇年	〇 月	同 卒業
	年	月	
	年	月	
職 歴	昭和〇〇年	〇 月	〇〇大学医学部付属病院第〇内科 看護師
	平成〇〇年	〇 月	神戸内科医院 看護師
	年	月	現在に至る
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
医籍登録年月日・番号	昭和 〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇〇〇	号
賞罰及び欠格事項等の有無（該当する□を塗りつぶすこと）			
賞罰の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
医療法第46条の5第5項に規定される欠格事項の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
当該医療法人と取引関係にある営利法人等役員との兼職	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
(弁護士、公認会計士、税理士の場合)当該医療法人との顧問関係の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">令和〇年 5月 1日</p> <p style="text-align: right;">神 戸 良 子 ㊞</p>			

履 歴 書			
現住所	兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地		
ふりがな	こう べ じろ う		
氏名	神 戸 次 郎		
生年月日	昭和△△年△△月△△日生		
学歴	昭和〇〇年	〇月	兵庫県立〇〇高等学校卒業
	昭和〇〇年	〇月	〇〇大学医学部入学
	平成〇〇年	〇月	同 卒業
	年	月	
	年	月	
職歴	平成〇〇年	〇月	△△大学医学部付属病院第〇内科 入局
	年	月	現在に至る
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
医籍登録年月日・番号		昭和 〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇〇〇 号
賞罰及び欠格事項等の有無（該当する□を塗りつぶすこと）			
賞罰の有無	無 有	■ □	(内容)
医療法第46条の5第5項に規定される欠格事項の有無	無 有	■ □	(内容)
当該医療法人と取引関係にある営利法人等役員との兼職	無 有	■ □	(内容)
(弁護士、公認会計士、税理士の場合)当該医療法人との顧問関係の有無	無 有	■ □	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇年 5月 1日			
神 戸 次 郎 ㊟			

履 歴 書			
現 住 所	大阪府大阪市中央区淡路町〇丁目〇番地		
ふ り が な	ひょう ご いち ろう		
氏 名	兵 庫 一 郎		
生 年 月 日	昭和××年××月××日 生		
学 歴	昭和〇〇年	〇 月	大阪府立〇〇高等学校卒業
	昭和〇〇年	〇 月	〇〇大学法学部入学
	昭和〇〇年	〇 月	同 卒業
	年	月	
	年	月	
職 歴	昭和〇〇年	〇 月	××商事株式会社 入社
	昭和〇〇年	〇 月	同 経理課長
	平成〇〇年	〇 月	同 総務部長
	平成〇〇年	〇 月	同 常務取締役
	年	月	現在に至る
	年	月	
	年	月	
医籍登録年月日・番号	昭和 〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇〇〇 号	
賞罰及び欠格事項等の有無（該当する□を塗りつぶすこと）			
賞罰の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
医療法第46条の5第5項に規定される欠格事項の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
当該医療法人と取引関係にある営利法人等役員との兼職	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (内容)	
(弁護士、公認会計士、税理士の場合) 当該医療法人との顧問関係の有無	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">令和〇年 5月 1日</p> <p style="text-align: right;">兵 庫 一 郎 ㊟</p>			

令和〇年 5月 1日

医療法人社団 神戸内科医院
設立代表者 神戸 太郎 様

神戸 太郎 印

管理者就任承諾書

令和〇年 5月 1日開催の医療法人社団 神戸内科医院 の
設立総会において、医療法人社団 神戸内科医院 が開設しようとする
神戸内科医院 の管理者に選任され、その就任を承諾します。

※以下の委任状は、設立代表者から医療法人が診療所に係る不動産を借り受ける場合に必要となる

委 任 状

個人の住所

私達は 兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号 神戸 良子 に医療法人
社団 神戸内科医院 の開設する 神戸内科医院 の 土地、建物 を賃
借する契約の一切の権限を委任します。

令和〇年 5月 1日

住 所 兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号

氏 名 神 戸 太 郎 (印)

住 所 兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地

氏 名 神 戸 次 郎 (印)

収 入

印 紙

不動産賃貸借契約書(案)

賃貸人 **神戸太郎** (以下「甲」という。) と、 賃借人医療法人社団

神戸内科医院 理事 神戸良子 (以下「乙」という。) とは、甲の所有する不動産の賃貸借に関し、次のとおり契約する。

(目的)

第1条 甲は、末尾記載の不動産を乙に賃貸し、乙は、これを借り受け、賃貸料を支払うことを約諾する。

(賃貸期間)

※ 賃貸借期間は長期間とすること

第2条 賃貸借期間は、医療法人設立の日から満 **10** 年とする。

(賃貸料)

※ 1ヶ月あたりの賃料の上限(診療所に係る部分のみ)

土地：路線価評価額×6%÷12 もしくは賃料に係る不動産鑑定評価額÷12

建物：固定資産税課税標準額×10%÷12 もしくは賃料に係る不動産鑑定評価額÷12

第3条 家賃は、1ヶ月金 **300,000**円也とし、乙は、毎月末日までに

翌月分を甲の住所に持参して支払うものとする。

2 甲は家賃が経済事情の変動、公租公課の増額等により不相当となったときは、契約期間中であっても家賃の増額を請求することができるものとする。

(敷金)

第4条 敷金の受け渡しはないものとする。

(使用目的)

第5条 乙は、本件建物を診療所の目的に使用するほか、他の用途に使用してはならない。

(原状変更の禁止)

第6条 乙は、次の場合には、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

- (1) 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
- (2) 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

(解除条項)

第7条 乙が次の場合の一つに該当したときは、甲は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 2ヶ月分以上家賃の支払いを怠ったとき。
- (2) 家賃の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3) 長期不在により、賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- (4) 前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。

(費用負担)

第8条 建物の部分的な小修繕は、乙が費用を負担してみずから行うものとする。

2 甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

(損害賠償)

第9条 乙(その使用人を含む。)の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(契約終了後の措置)

第10条 乙は、建物の明渡しに際し、乙の費用で原状に回復し、甲の立会を求め、建物の引渡をするものとする。

(信義則条項)

第11条 甲及び乙は、この契約の各条項を誠実に履行するものとする。

(規定外事項)

第12条 この契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する
年 月 日 ※ (案)のため、日付は空欄とすること

甲 住所 兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号

氏名 神戸太郎

ⓐ

乙 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名称 医療法人社団 神戸内科医院

理事 神戸良子

ⓑ

※
案のため
押印不要

物件の表示 ※ 必ず記入すること

(土地)

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

登記簿所在 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目

地番 〇番〇〇号

面積 100.00 m²

(うち診療所部分 100.00 m²)

(建物)

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

登記簿所在 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目

家屋番号 〇番〇〇号

種類構造 診療所・鉄筋コンクリート造2階建

床面積 120.00 m²

(うち診療所部分 120.00 m²)

覚 書

株式会社中播磨不動産（以下「甲」という。）と、神戸 太郎（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け賃貸借契約（以下「契約書」という。）の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

法人の事務所所在地の住所

契約書における乙の表示は、乙が兵庫県知事に申請中の医療法人の設立が認可された日をもって「医療法人社団 神戸内科医院」（理事長 神戸 太郎、（住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号））と読み替える。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

令和〇 年 5 月 1 日

甲 住 所 兵庫県姫路市北条1丁目98番地
会社名 株式会社中播磨不動産
代表者名 代表取締役 播 磨 花 子 印

乙 住 所 兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号
医療法人社団 神戸内科医院
設立代表者 神 戸 太 郎 印

設立代表者の住所

（作成上の注意）

1. 賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」に係る規定が明記されているものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
2. 貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成するかいずれかの方法で構わないこと。

令和〇年 5月 1日

医療法人社団 神戸内科医院
設立代表者 神戸太郎 様

兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
税理士 三宮四郎 ㊞

評 価 証 明 書

下記不動産について評価のご依頼がありましたので、本評価証明書をもってご報告申し上げます。

記

1. 対象不動産の表示

所 在	地 番	地積 (㎡)	地 目
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目	〇番〇〇号	100.00	宅地

2. 評価額並びに価格の説明

価格の種類	総 額	単価 (1㎡あたり価格)
路線価	35,000,000 円	350,000 円

3. 評価の価格時点並びに評価日

価 格 時 点	評 価 日
令和〇年分	令和〇年〇月〇日

添付書類 ①評価明細書 (税務署仕様)
②路線価図

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所) 署 年分 ページ

(住居表示)		(所在地)		住所(所在地)		住所(所在地)		
所在地番		所有者氏名(法人名)		使用者氏名(法人名)		住所(所在地)氏名(法人名)		
地目		地積		路線価				地形図及び参考事項
宅田畑(雑種地)		m ²		正面	側方	側方	裏面	
間口距離		利用区分		私道借地権		地区区分		
奥行距離		自用地貸家建付地借地権		私道借地権		ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区		
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)	円 ×		(1 m ² 当たりの価額)		円 A		
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	円 + (円 × × 0.)		(1 m ² 当たりの価額)		円 B		
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	円 + (円 × × 0.)		(1 m ² 当たりの価額)		円 C		
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	円 + (円 × × 0.)		(1 m ² 当たりの価額)		円 D		
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率)	円 × (×)		(1 m ² 当たりの価額)		円 E		
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※	円 × 0.		(1 m ² 当たりの価額)		円 F		
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) $\frac{m \times m}{m^2} = \frac{m^2}{m^2} = \text{％}$ (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) [不整形地補正率 (①、②のいずれか低い) (率、0.6を下限とする。)] $0. \times \text{ (間口狭小補正率) } = 0. \text{ ①}$ $\text{ (奥行長大補正率) } \times \text{ (間口狭小補正率) } = 0. \text{ ②}$							
	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※	円 × 0.		(1 m ² 当たりの価額)		円 G		
	※規模格差補正率の計算 (地積 (㉑)) (地積 (㉒)) (地積 (㉓)) (地積 (㉔)) (小数点以下2位未満切捨て) $\left\{ \left(\frac{m^2 \times m^2}{m^2} + \right) \div m^2 \right\} \times 0.8 = 0.$							
	7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの) (※)	円 × (1 - 0.)		(1 m ² 当たりの価額)		円 H		
※割合の計算 (0.4を上限とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積) $\left(\frac{\text{円} \times m^2}{m^2} \right) \div \left(\frac{\text{円} \times m^2}{m^2} \right) = 0.$								
8-1 かけ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからHまでのうち該当するもの) (かけ地補正率)	円 × 0.		(1 m ² 当たりの価額)		円 I			
8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※	円 × 0.		(1 m ² 当たりの価額)		円 J			
※かけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする。) [南、東、西、北] (特別警戒区域補正率表の補正率) (かけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て) $0. \times 0. = 0.$								
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))	円 × (1 - 0.)		(1 m ² 当たりの価額)		円 K			
10 私道 (AからKまでのうち該当するもの) 0.3	円 × 0.3		(1 m ² 当たりの価額)		円 L			
自用地の額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうちの該当記号)		地積	総額 (自用地1 m ² 当たりの価額) × (地積)		円 M		

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 「かけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「かけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(平成三十一年一月分以降用)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) $\text{円} - \left(\text{円} \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 0.7 \right)$	(自用地の評価額) 円	N
都市計画道路区域にあり評価額	(自用地の評価額) $\text{円} \times 0.$ (補正率)	(自用地の評価額) 円	O

(平成三十一年一月分以降用)

大規模工場用地等	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) (地積) $\text{円} \times \text{m}^2 \times$ (地積が20万 m^2 以上の場合は0.95)	円	P
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) (1 m^2 当たりの造成費) (地積) $\text{円} \times \text{m}^2 \times 0.6 - (\text{円} \times \text{m}^2)$	円	Q

利用区分	算式		総額	記号
	貸宅地	(自用地の評価額)		
貸家建付地	(自用地の評価額又はT)	(借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合)	$\text{円} \times (1 - 0. \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2})$	S
(目的となる土地の権)	(自用地の評価額)	(割合)	$\text{円} \times (1 - 0.)$	T
借地権	(自用地の評価額)	(借地権割合)	$\text{円} \times 0.$	U
貸家建付権	(U, ABのうち該当記号)	(借家権割合) (賃貸割合)	$\text{円} \times (1 - 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2})$	V
転貸借地権	(U, ABのうち該当記号)	(借地権割合)	$\text{円} \times (1 - 0.)$	W
転借権	(U, V, ABのうち該当記号)	(借地権割合)	$\text{円} \times 0.$	X
借家入りの権利	(U, X, ABのうち該当記号)	(借家権割合) (賃貸割合)	$\text{円} \times 0. \times \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	Y
権	(自用地の評価額)	(割合)	$\text{円} \times 0.$	Z
権利が競合する場合の権利	(R, Tのうち該当記号)	(割合)	$\text{円} \times (1 - 0.)$	AA
他の権利と競合する場合の権利	(U, Zのうち該当記号)	(割合)	$\text{円} \times (1 - 0.)$	AB

備考				
----	--	--	--	--

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

設立代表者の原本証明

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

1. 定款
2. 設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録（財産目録の明細を含む）
3. 預金残高証明書
4. 設立総会議事録
5. 設立趣意書
6. 設立代表者への委任状
7. 役員の就任承諾書並びに役員及び社員の履歴書
8. 役員及び社員各人の印鑑証明書
9. 管理者就任承諾書
10. 医師免許証の写し
11. 土地・建物の賃貸借契約に伴う権限の委任状
12. 土地・建物の賃貸借契約書の写し（不動産を第三者から賃貸借しているものに係るもの）
13. 不動産賃貸借契約に係る覚書
14. 対象建物の固定資産評価証明書
15. 対象土地の評価証明書
16. 対象不動産の登記事項証明書
17. その他（ ）

※ 押印できる書類については原則として3部とも原本提出のこと

令和 年 月 日

※ 申請書提出に係る通知にて指定された日付を記入すること

医療法人社団 神戸内科医院
設立代表者 神戸太郎

㊤

※ 上記書類の中で該当するものに○印をつけて下さい。

審査表（一人医師法人）

			整理番号																										
1	フリガナ	イリホウジンシャダン コウペナカイイ	4	設立代表者	神戸 太郎																								
2	名称	医療法人社団 神戸内科医院																											
3	所在地	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	5	法人の形態	（ 社団 ）・ 財団																								
6	定款の内容 モデル定款の使用（有・無） 基金に関する規定（有・無） 決算月（月～月） 社員総会時期（月及び月） モデル定款の一部変更 変更内容 第10条 会計年度の変更 第16条 定時総会時期の変更																												
7	役員・社員の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>役員</th> <th>人数</th> <th>給与</th> <th>役員報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>1人</td> <td>(55歳) 12,000千円</td> <td>6,000千円</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>2人</td> <td>(53歳) 4,000千円</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>1人</td> <td>(29歳) 0千円</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>3人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td></td> <td>(49歳) 0千円</td> <td>500千円</td> </tr> </tbody> </table>					役員	人数	給与	役員報酬	理事長	1人	(55歳) 12,000千円	6,000千円	理事	2人	(53歳) 4,000千円	2,500千円	監事	1人	(29歳) 0千円	1,000千円	社員	3人			監事		(49歳) 0千円	500千円
役員	人数	給与	役員報酬																										
理事長	1人	(55歳) 12,000千円	6,000千円																										
理事	2人	(53歳) 4,000千円	2,500千円																										
監事	1人	(29歳) 0千円	1,000千円																										
社員	3人																												
監事		(49歳) 0千円	500千円																										
8	基本財産の状況 拠出有 土地 筆 m ² 千円 建物 棟 m ² 千円 その他 拠出無 (権利形態) (面積) (年間使用料) 土地 賃借 ・ 100.00m ² ・ 2,040,000円 建物 賃借 ・ 120.00m ² ・ 1,560,000円		9 運用財産の状況 現金預金 10,000,000円 医業未収金 5,000,000円 医業在庫費 円 機器備品費 円 その他 円 負債の状況 借入金 円 買掛金 円 資本（正味資産） 15,000,000円																										
10	設立総会の内容 開催年月日 令和〇年5月1日 開催場所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 神戸内科医院 出席者数 3人 主な議決内容（該当番号を○印で囲むこと。） ①. 設立趣旨承認 ②. 社員確認 ③. 定款承認 ④. 設立時の財産目録承認 ⑤. 事業計画及び予算承認 ⑥. 役員を選任 ⑦. 設立代表者の選任 ⑧. 不動産賃貸借契約承認 ⑨. 役員報酬限度額承認		11	事業計画の内容（該当番号を○印で囲むこと。） ①. 内部留保に努め経営の安定を図る。 ②. 内部留保に努め施設設備の充実を図る。 ③. 内部留保に努め職員の福利厚生の充実を図る。 ④. 経営基盤を安定させ、プライマリー・ケアを実施する。 ⑤. 地域医療に貢献する。 ⑥. その他																									
12	開設しようとする診療所の内容 名称 神戸内科医院 所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 管理者 神戸 太郎 診療科目 内科 病床 有（床）無 その他 ・ 現診療所の開設年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日																												

審査参考表

13	個人診療所 開設年月日	名称 (神戸内科医院) 平成〇〇年〇〇月〇〇日					
14	役員	役職名	氏名	職業 (理事長との関係)	給与額 (初年度) 円	役員報酬額 (初年度) 円	給与額・役員 報酬額合計 円
		理事長	神戸太郎	(本人)神戸内科医院管理者	12,000,000	6,000,000	18,000,000
		理事	神戸良子	(妻)神戸内科医院看護師	4,000,000	2,500,000	6,500,000
		理事	神戸次郎	(長男)△△病院医師	0	1,000,000	1,000,000
		監事	兵庫一郎	(友人)××商事株式会社常務取締役	0	500,000	500,000
		合計	4名		16,000,000	10,000,000	26,000,000 注
		※ 給与及び役員報酬は業務内容・業務実態に応じた額とすること ※ 給与について 医療機関での業務の対価として支払われる額を記載すること。 ※ 役員報酬について 法人役員としての業務の対価として支払われる額を記載すること。 給与額より低い額を設定していること。 注) 昨年度の確定申告書の所得金額⑤+専従者給与⑧を上回らない額とすること					
15	所得税申告 (申告書の写を添付)	青色 白色 ※申告期間が1年に満たない場合は、1年分を試算し添付すること。					
16	前年度総経費	62,000,000 円 (うち 職員給与費 12,000,000 円)					
17	法人設立後、 初年度年間総 支出見込み額 (1年に満た ない場合は次 年度分を)	※ 金額の下に項目名を記入すること (62,000,000 + 10,000,000 + 16,000,000 + 3,600,000 - 9,200,000 - 23,000,000) 前年度確定申告 役員報 給与(法人化に 賃貸料(新た 減価償却費 窓口収入金 に基づく総経費 酬の合 際して新たに生 に賃借料が生 修繕費及び 注) 窓口収入金を差し (1年に満た ない場合は次 年度分を) いる場合のみ じる場合の 利子割引料 引くことは任用要件 = 59,400,000 円 (年額) × 1/6 (2ヵ月分) = 9,900,000 (抛出する現預金・未収金 15,000,000 円)					
18	抛出する現預 金等が年間総 支出見込み額 の2ヶ月以上 に満たない場 合の運営に対 する考え方	※ 抛出する現預金・未収金は、次の要件を全て満たすこと。 ・2ヶ月以上の運転資金と同額以上であること ・1,000万円以上であること ※ 前年度総経費に基づく総経費は、青色申告決算書における 「差引原価⑥」+「経費計32」により算出する。					

19	土地・建物の面積、所有者（登記簿謄本添付）	土地	理事長所有 100.00㎡（うち診療所部分 100.00㎡）
		建物	理事長所有 120.00㎡（うち診療所部分 120.00㎡）
20	賃料の設定根拠（固定資産評価証明書等を添付※）	土地	賃料年額 2,040,000 円 算定式 35,000,000×0.06=2,100,000
		建物	賃料年額 1,560,000 円 算定式 16,000,000×0.1=1,600,000
21	医療機器の状況	自己所有（法人設立時抛出 <u>法人設立後買取</u> ）	
		リース（リース会社名）	
22	医薬品の状況	自己所有（法人設立時抛出 <u>法人設立後買取</u> ）	
23	メディカルサービス法人の有無 法人登記簿謄本を添付	有（名称）	<u>無</u>
24	備考	<p>※ ①～⑤に該当する場合はそれぞれ下記について記載すること。</p> <p>①診療所開設から2年の経過がない場合は2年を待たず申請する理由 ②理事長の給与・役員報酬の合計が500万円以下の場合はその理由 ③理事長の年齢が65歳以上である場合は法人の後継予定者（設立時に理事に就任していることが望ましい） ④理事を2名とする場合はその理由 ⑤主たる事務所と診療所の所在地が異なる場合はその理由</p>	

令和〇年 5月 1日

医療法人社団 神戸内科医院
設立代表者 神戸太郎 様

兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
税理士 三宮四郎 ㊞

窓 口 収 入 金 証 明 書

下記医療機関に係る前年度収支に係る窓口収入金について、本証明書をもってご報告申し上げます。

記

1 対象診療所

所在地：兵庫県神戸市下山手通5丁目10番1号
名 称：神戸内科医院

2 評価額及び証明基準時点

23,000,000円

(令和〇年1月～令和〇年12月の実績から算出)

※前年度1年間の実績から算出すること。

【添付書類】

- 前年度1年間の月別の窓口収入金を記載した収入明細書
(前年度1年間に係る損益計算書等、窓口収入金の実績が確認できる書類)